

多摩市基幹型地域包括支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩市地域包括支援センター事業実施要綱（平成18年多摩市告示第166号）別表に規定する地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の基幹となるセンター（以下「基幹型センター」という。）を設置することにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称及び実施場所)

第2条 基幹型センターの名称及び場所は、次のとおりとする。

名称 多摩市基幹型地域包括支援センター

所在地 多摩市関戸六丁目12番地1

(実施事業)

第3条 基幹型センターにおいて実施する事業（以下「基幹型センター事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第115条の45第2項第1号から第3号までに規定する事業
- (2) 包括支援センターの統括及び総合調整に関すること。
- (3) 包括支援センターの後方支援及び直接介入に関すること。
- (4) 地域包括支援ネットワークの構築支援に関すること。
- (5) 包括支援センターにおける地域ケア会議の開催支援に関すること。
- (6) 包括支援センターの人材育成支援に関すること。
- (7) その他包括支援センターの支援に関し多摩市長が必要と認めること。

(実施日)

第4条 市長は、次に掲げる日を除き、基幹型センター事業を実施するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(実施時間)

第5条 基幹型センター事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(対象者)

第6条 基幹型センターにおける第3条第1号に掲げる事業の利用対象者は、多摩市地域包括支援センター事業実施要綱第4条に規定する対象者とする。

(職員の配置等)

第7条 基幹型センターにセンター長を置く。

2 センター長は、健康福祉部高齢支援課長をもって充てる。

3 基幹型センターに次に掲げる職員を配置する。

- (1) 保健師 1人以上
- (2) 社会福祉士 1人以上
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。） 1人以上
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(利用料)

第8条 基幹型センターにおける第3条第1号に規定する事業の利用料は、無料とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。